

倉敷市水道局入札契約制度改正

令和6年3月29日

倉敷市水道局の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 社会保険等未加入対策について

(1) 改正内容

平成29年6月から社会保険等未加入建設業者を相手方として一次下請契約を締結することについて原則禁止しているところ、社会保険未加入対策の推進のため、対応を厳格化します。

【現 行】

社会保険等未加入業者を相手方として一次下請契約を締結することを禁止する。

【改正後】

社会保険等未加入業者を相手方として下請契約（二次以降の下請契約も含む。）を締結することを禁止する。（倉敷市水道局工事請負契約約款を改正し、契約締結の禁止を契約事項とする。）

※適用除外業者（法的に社会保険等への加入義務がない建設業者）は、加入業者と同じ扱いとする。

(2) 施行年月日

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事から

2 現場代理人の常駐義務について

(1) 改正内容

現場代理人の常駐義務について次のとおり変更します。

	変 更 後	変 更 前
請負金額による兼務	<u>兼務する工事の当初請負金額の合計金額が4,000万円未満</u>	各々の工事の当初請負金額が1,000万円未満
兼務件数	3件以内	3件以内
兼務となる工事の対象	<u>公共工事であること*・工事場所が倉敷市内（ただし、水道局が発注する工事は倉敷市外でも可）であること</u>	<u>水道局が発注する工事</u>

※倉敷市水道局以外が発注した工事と兼任する場合は、発注機関の承諾を得ること。

(2) 施行年月日

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事から

3 配置技術者等（主任技術者等、配水管技能者等）の変更を認める工事の範囲について

(1) 改正内容

配置技術者等（主任技術者等、配水管技能者等）を変更できる要件を次のとおり変更します。

ア 主任技術者等

【現 行】

請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満の工事で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、工事の施工に支障がないと認められる場合

【改正後】

請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事で、かつ真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前後の技術者相互及び発注者を含めた協議や引継ぎのための一定の期間を設けるなど、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められる場合

イ 配水管技能者等

【現 行】

請負金額が2, 500万円未満の工事で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、工事の施工に支障がないと認められる場合

【改正後】

請負金額が4, 000万円未満の工事で、かつ真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前後の技術者相互及び発注者を含めた協議や引継ぎのための一定の期間を設けるなど、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められる場合

(2) 施行年月日

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事から

4 様式等の変更について

(1) 改正内容

提出書類のうち「工程表」を廃止し、「実施工程表」に統合します。

(2) 施行年月日

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事から